(b)　割引相互間の適用関係

特定更新等工事に伴う料金調整に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、障害者割引、ＥＴＣ路線バス割引及び事業者向け大口・多頻度割引とし、割引相互間の重複適用の有無及び順序は次のとおりとする。

ａ）重複適用の有無

	特定更新	上限料金	障割	路線バス	大口・多頻度
上限料金	○				
障割	○	○			
路線バス	○	○	×		
大口・多頻度	○	○	×	×	

○・・・重複適用あり

×・・・重複適用なし

注）「特定更新」は特定更新等工事に伴う料金調整、「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「障割」は障害者割引、「路線バス」はＥＴＣ路線バス割引、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引をそれぞれ指すものとする。

ｂ）重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	特定更新等工事に伴う料金調整
2	上限料金の引下げに係る割引
3	障害者割引又はＥＴＣ路線バス割引
4	事業者向け大口・多頻度割引

c　割引を実施する期間

平成29年10月13日から平成29年10月24日までの間

d　指定出入口

途中流出出口	再流入入口
兵庫県道高速神戸西宮線　芦屋	兵庫県道高速湾岸線　南芦屋浜
兵庫県道高速大阪西宮線　尼崎東	兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広 （神戸方面へ進行する入口）
兵庫県道高速大阪西宮線　武庫川	兵庫県道高速湾岸線　甲子園浜
兵庫県道高速湾岸線　南芦屋浜	兵庫県道高速神戸西宮線　芦屋
兵庫県道高速湾岸線　甲子園浜	兵庫県道高速大阪西宮線　武庫川

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第29―７号

電気計器の型式について、平成29年９月21日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成29年９月21日

日本電気計器検定所

理事長　大谷　　進

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相線及び線式	定格値 電圧（V）	定格値 電流（A）	定格値 周波数（Hz）	定格値 需要時限（分）	分離できる表示機構
第2874―15号	特別精密電力量計	ＦＨ３Ｅ９―Ｒ							伝送記号ＭＤＴＲ
第2875―９号	普通電力量計								
第2876―15号	無効電力量計								
第2877―15号	最大需要電力計							30、60	
第2874―16号	特別精密電力量計	ＦＨ３Ｅ９―Ｒ							伝送記号ＭＤＴＤ
第2875―10号	普通電力量計								
第2876―16号	無効電力量計								
第2877―16号	最大需要電力計							30、60	
第2874―17号	特別精密電力量計	ＦＨ３Ｅ９―Ｒ							伝送記号ＭＤＴＢ
第2875―11号	普通電力量計								
第2876―17号	無効電力量計								
第2877―17号	最大需要電力計							30、60	